

令和3年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 3月1日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年第 1 回美瑛町議会定例会

令和 3 年 3 月 1 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 (議案第 1 号) 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について (総務文教常任委員会審査報告)
- 第 5 議案第 1 号 美瑛町都市公園条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2 号 専決処分について
- 第 7 議案第 3 号 専決処分について
- 第 8 議案第 4 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について
- 第 9 議案第 5 号 令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 1 0 議案第 6 号 令和 2 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 1 議案第 7 号 令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 第 1 2 議案第 8 号 令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 第 1 3 議案第 9 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
- 第 1 4 議案第 1 0 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 5 号) について
- 第 1 5 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長		小 杉 昌 敏 君
まちづくり推進課長		今 瀧 毅 君
移住定住推進室長		高 島 和 浩 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		高 木 比斗志 君
保 健 福 祉 課 長		今 野 聖 貴 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
商工観光交流課長		栗 原 行 可 君
文化スポーツ課長		平 間 克 哉 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		山 下 浩 史 君
水 道 整 備 室 長		長 野 克 哉 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総務課長補佐		鈴 木 誠 君
総務課財政係長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		富 田 敏 博 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。今年、令和3年、初めての本会議となっております。残念なお知らせの話になってしまうんですが、昨日、僕が議員になった頃に副議長であられました沼田成功さんがご逝去され、ちょっと残念な思いでいるところなんですけど、沼田さんには、何かこう議員になりたてで、何か自分でどうしたら良いんだろうっていうような時に、何かすごく、ああ、なるほどって思えるようなアドバイスなんかを常に何かちょこちょこっとう、言われた時に何か自分の頭の中でちょっとピンとくるようなヒントみたいなものをすごくいただいて、お世話になったなという記憶があります。

そして、占冠の前議長さんであるんですけども、前といっても、まだひと月ぐらい前まで議長さんだったんですけども、相川さんという議長さんもお亡くなりになりました。その相川議長にもですね、僕がそれこそ議長になって、ああっていう時に、何かすごく良いお話をさせてもらったことがすごく心に残っていて、お二方ともにですね、心よりご冥福を申し上げます。

さて、外は昨日、今日と大分暖かいところでありますが、このままスムーズに春を迎えるということはそうそうないかと思えますけども、定例会、長丁場、予算委員会も開かれますので皆さんはですね、活発な意見をいただければなという風に思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和3年第1回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さんもご起立をお願いします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和3年第1回美瑛町議会定例会、議員全員の皆さまのご出席で開催をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。また、日頃より町行政に対しまして、ご指導賜っておりますことにも重ねて深く感謝を申し上げる次第でございます。

昨年、美瑛町内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が出てから、ほぼ1年が経過したところでございます。この一年間、議会議員の皆さまとともに、コロナ対応に追われてきた、そんな一年だったなという風に、早い一年だったと振り返っているところでございます。

今なおもちろん、町民生活の各方面に新型コロナウイルスの影響は出ているところでございます。引き続き、感染防止の取り組みに努めていくと共に、経済活動を守り、そして発展させていく、そのような取り組みにも邁進をしていきたい、また、コロナに由来するものでない様々な課題も美瑛町にはございます。そのような課題に対して前進を図ってまいりたい、そういう思いで臨んでまいります。そういう思いを込めまして、今定例会には令和2年度の補正予算、そして令和3年度の当初予算などを、これから後、提案をさせていただきます。

議長おっしゃったとおり、3月の定例会、長丁場になります。議員の皆さま方のご意見を賜り、そして議論を深めていく中で、今後の美瑛町の取り組みの事業について、より内容を磨いて深めていただきたい、そのように思う次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げます議案の要旨につきまして、簡単でございますけれども、ご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町都市公園条例の一部改正については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を行うものでございます。

議案第2号から議案第3号の専決処分については、令和2年度的美瑛町白金泉源事業特別会計及び美瑛町一般会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものです。

議案第4号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第11号）については、国の令和2年度

第3次補正に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策事業や、学校保健特別対策事業の実施、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の経済対策等の実施、降雪増に伴う除排雪費用の追加、美瑛中学校のエアコン設置工事の実施、町立病院の決算見込みによる補助金の追加及び財源確保による基金積立金の追加並びに各種事業費確定による減額などがあります。

議案第5号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）から議案第8号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの4特別会計補正予算につきましては、事業費の確定による予算額整理などの補正になります。

議案第9号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）と議案第10号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第5号）につきましては、収益的収入、支出、資本的収入、支出それぞれ事業費確定と、決算見込みによる予算額整理の補正であります。

議案第11号、令和3年度美瑛町一般会計予算から議案第18号、令和3年度美瑛町立病院事業会計予算までの8議案につきましては、令和3年度の各会計予算案であります。

議案第19号から議案第22号の指定管理者の指定については、美瑛町福祉センターほか3施設について指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものです。

議案第23号、監査委員の選任につきましては、本年3月31日に任期満了となります、大西宣充監査委員の再任について、議会の同意をお願いするものです。

報告第1号、専決処分については、令和2年第4回定例会において議決されました請負契約について、地方自治法の規定により専決処分しましたので報告するものです。

以上、議案23件、報告1件についてご提案しますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、7番穂積力議員と13番八木幹男議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

新村議会事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。
（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から3月19日までの19日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの19日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。議員の皆さまのお手元に資料配布済みのことと存じます。ご高覧のほどお願いを申し上げます。11件ございます。やや長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

1 件目につきまして、叙勲の受章についてでございます。受章者におかれましては田中篤様、受賞名、瑞宝双光章、発令日は令和2年11月1日、伝達式は令和3年1月12日でございます。田中様におかれましては、昭和26年4月16日、二股小学校助教諭に奉職されて以来、上川管内の八つの小学校の教諭、教頭を歴任され、平成2年4月1日から平成5年3月31日まで西美小学校長として学校運営の指揮にご尽力されました。教職員として43年余りの間、学校教育の推進のため、特に、地域に根ざした教育に力を注がれ、教育水準の向上に大きくご貢献をされました。田中様の受章に心からお祝いを申し上げます。

2 件目、北海道産業貢献賞（農業関係功労者）の受賞についてであります。受賞者におかれましては、浦敏男様、有限会社ジェネシス美瑛代表取締役でいらっしゃいます。受賞決定日は1月4日、功績内容は農業経営等功労、伝達式は2月19日でございます。浦様におかれましては、昭和50年に酪農業に専業して以来、美瑛町農業協同組合代表幹事をはじめ、北海道農業研究センター運営委員等の役職を歴任され、町内外での酪農振興にご尽力されました。平成17年に設立したTMRセンター、有限会社ジェネシス美瑛では、当時の最先端技術であった、エアコーンサイレージの省力低コスト生産技術を確立し、現在も飼料自給率の向上に努めていらっしゃるところでございます。浦様の受賞に心からお祝いを申し上げます。

3 件目、寄附の受領についてでございます。寄附者におかれましては、株式会社道北アークス代表取締役六車亮様、寄附内容は3万円、受領日は2月3日でございます。道北アークスグループの店舗がある自治体に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策費用として、各店舗における新年セールス売上の1%をご寄附をいただいているという内容でございます。心から感謝を申し上げ、有効に活用させていただきます。

4 件目、令和2年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）に関する寄附でございます。企業版ふるさと納税の内容につきましては、議員の皆さまご承知のことと存じます。寄附活用事業名につきましては、地域通貨導入事業に対しまして、ご寄附をいただきました。企業はパーソルテンプスタッフ株式会社様、本社、東京都渋谷区にあられます人材派遣会社でございますけれども、400万円の企業版ふるさと納税をいただいたところでございます。深く感謝を申し上げます。

5 件目、びえい雪遊び広場につきましてでございます。今年も実施期間、1月23日から2月14日間開催をいただきました。期間中、延べ400人の来場者がいらっしゃったそうでございます。本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の観点からオープニングイベントなど中止をされましたけれども、連日、滑り台等で遊ぶ多くの子ども達で賑わいを見せていただいたところでございます。主催団体でいらっしゃいます、びえい雪遊び広場実行委員会様に感謝を申し上げますとともに、実行委員会としまして今後とも、子ども、観光客に喜ばれる、このような取り組みを進めてまいるといってお話をいただいておりますので、是非、美瑛町の活性化、賑

わいのために尽くしていただきますよう、お願いとお礼を申し上げる次第でございます。

6件目、十勝岳噴火総合防災訓練につきまして、実施日、2月17日、18日実施をいたしました。訓練概要につきましては、今年は5機関309人の参加により実施をいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容といたしましては、情報伝達の訓練を中心に行ったところでございます。また、今回からは円滑に避難ができる取り組みとしまして、白金・美沢地区の避難行動要支援者名簿につきまして、ご本人の同意を得た分に限り、消防団ですとか警察へ事前に情報提供を行うという取り組みもしたところでございます。避難場開設、ドローンによる映像配信などについても例年通り行いました。17日は、陸上自衛隊の雪上車による負傷者救助訓練も実施したところでございます。ご協力いただきました各関係機関の皆さまに御礼を申し上げます。

7件目、丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン代替事業の実施についてでございます。代替事業、様々なメニューを用意いたしました。そのうちの1点目、オンライン滑走距離ランキング大会inびえいにつきましては、2月19日から23日までの間、GPSトレーニングアプリTATTAを使用しまして、町内2か所の歩くスキーコースを滑走した総距離を済むオンラインでの大会となりました。37名の方のご参加をいただきました。2点目の町民歩くスキー大会、昨日、2月28日、丸山陸上競技場及び市街地コース全長7.4キロメートルのタイムを競うという内容で、町民の方に限定して開かせていただきました。53名の参加があり、けがもなく、無事に終了させていただいたところでございます。そのほか代替事業としましては、クロスカントリースキー教室として、オリンピックでございます古澤緑さんを講師に、教室を開いていただきましたり、歩くスキーコースの一般開放などを行っているところでございます。

8件目、火災の発生についてでございます。日時につきましては1月4日午前8時15分頃、場所は下宇莫別第5、被害状況におきましては、個人住宅におかれまして火災が発生し、居間や寝室などおよそ105平方メートルを焼損したものでございます。心からお見舞いを申し上げます。

9件目、公用車の事故につきましてでございますが、発生は2月2日午前8時50分頃、町道南町幸町3丁目線の道路上でございます。状況におきましては、ショベル車にて排雪作業中、バックをした際に後方確認が不十分であったため、後方を横切ろうと交差点に進入したトラックに気づかずに衝突したものでございます。相手方ともに怪我人は発生してございません。対応につきましては、町加入の車両保険にて対応してまいります。事故に至ったことにつきまして、心からお詫びを申し上げます。

10件目、2月16日から17日にかけての暴風雪についてでございます。急速に発達した低気圧の影響によりまして、2月16日未明から明け方にかけて降雪を伴った風が次第に強ま

り、この日昼前には、町営白金牧場から火山砂防情報センターに向かう町道が、積雪や吹き溜まりにより通行不能となりました。また、2月16日午後には、雪は弱まったものの引き続き強風に見舞われたため、地吹雪や吹き溜まりの発生など、町内各所に影響をもたらし、広い範囲で町道が通行止めとなりました。通行止めになりました路線につきましては、お手元に配布通りでございますが、町道新栄鉄西線等でございます。対応につきまして、天候回復後、速やかに除雪作業を行いまして、道幅が確保された路線から段階的に通行止めを解除し、2月19日午後3時までには全路線を開通したところでございます。そしてこの通行止めに伴いまして、帰宅困難になられる町民の方がいらっしゃるかもしれないということを前提といたしまして、2月16日午後4時30分に町民センターに避難所を開設したところでございます。しかし、避難された方はいらっしゃいませんでした。

11件目、指定管理者の指定の取消しについてでございます。施設名につきましては美瑛町置杵牛農産物加工交流施設、指定管理者は置杵牛農産物加工交流施設運営協議会、指定取消日は2月24日であります。取消理由についてでございますけれども、置杵牛農産物加工交流施設運営協議会におかれましては、平成24年4月から管理基本協定を締結して指定管理による運営を行っていただいているところでございました。煮豆や餡の加工、パウダー加工、ジャム加工などを行っていただいております、運営のピーク時、平成28年ごろには、年間284日稼働し、約15トンの加工品を製造するなど、売上げは順調に伸びていたところでございますけれども、その後、売上原価や販売費等がかかるようになり、結果として、毎年赤字が続いている状況となってございました。今回の指定管理の取消しにつきましては、指定管理者より、コロナ禍によるインバウンドの減少等により、製品の需要が大幅に落ち込み、売上げが好転する見通しが困難となったことから、当該施設を撤去し、別工場に加工部門を集約することで、業務効率化を図りたいという内容の協議が令和2年10月から出されていたところでございます。継続して、その在り方について話し合いを重ねてまいりましたけれども、令和3年2月24日に結果として指定管理の取消しに至ったところでございます。なお、今後の本施設の活用につきまして、空白期間を極力短期間にすべく、早期に指定管理者の選定になるよう努めるとともに、地元の置杵牛地区の地域活動に支障のないよう、今後も継続したご支援を行っていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 （議案第1号） 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、(議案第1号)、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙にお

ける選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について、大坪正明総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

大坪委員長。

(総務文教常任委員会委員長 大坪 正明君 登壇)

○委員長(大坪正明議員) おはようございます。朗読をもって、審査報告に代えたいと思います。

(報告書の朗読を省略する)

以上です。

○議長(佐藤晴観議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、(議案第1号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第1号)、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号 美瑛町都市公園条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第1号、美瑛町都市公園条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

山下建設水道課長。

(建設水道課長 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長(山下浩史君) おはようございます。それでは、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は1頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から2

頁になります。今回の美瑛町都市公園条例の一部改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

続きまして、別冊の資料によりご説明申し上げます。資料の1頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明しましたとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、本条例においても、条項のずれが生じるため、条文の整備を行うものです。

3の施行期日ですが、令和3年4月1日からの施行となります。なお、資料2頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

資料による説明を終わり、議案集の1頁に戻り、附則からになります。附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町都市公園条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第2号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) おはようございます。議案第2号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は2頁から8頁になります。令和2年度、美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年12月22日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容は、揚配湯設備改良事業の追加工事に要する費用の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の2頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明をいたします。議案集は7頁になります。

歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額173万6,000円の追加です。揚配湯設備改良事業における泉源17号井ポンプ改修に係る工事請負費の追加でございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、補正額112万6,000円の減額です。積立金の執行見込みに伴う減額です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は5頁になります。

歳入、第3款繰入金、第1項繰入金、補正額61万円の追加です。歳出の追加に伴う財源調整でございます。4頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案集の5頁から8頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の2頁から4頁まで。議案第2号本文並びに令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第2号の件を採決します。議案第2号、専決処分について承認を求

める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は承認することに決定しました。

日程第7 議案第3号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7、議案第3号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明をいたします。議案集につきましては、9頁から15頁になります。今回の専決処分につきましては、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第10号)について、令和3年1月25日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものであります。専決した補正の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る国庫補助事業の実施による追加補正及び除排雪にかかる費用の追加補正でございます。それでは、はじめに議案を朗読し、その後内容の説明をいたします。議案集は9頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに歳出からご説明をいたします。議案集は14頁になります。

歳出、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額272万2,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員の人件費及び事業実施に伴う消耗品費、予診票、封筒の印刷代、郵送料、電話料、専用ダイヤル回線の増設手数料、システム改修業務委託料の追加になります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目除雪対策費、補正額5,007万8,000円の追加です。積雪量の増などによる除排雪の委託料の追加になります。

次に、事項別明細書、歳入について説明をいたします。議案集の12頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額5,007万8,000円の追加です。普通交付税による財源調整になります。令和2年度の普通交付税の決定額は44億7,096万1,000円で、今回の補正による予算計上額が44億615万5,000円となり、財源留保額は6,480万6,000円となっております。

続いて、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金、補正額272万

2,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制確保のための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金の追加になります。なお、議案集11頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の12頁から15頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。14頁の8款2項4目、除雪対策費について伺います。今年の積雪は、前半は少なかったと思いますけども、後半、かなり降りました。町の中心地は先週、かなり除雪は進みましたが、しかし、まだまだ除雪が進んでない地区がございます。特に、丸山通りから西岸部ですね、美瑛川までの間、これはほとんどまだ除雪が実施されておられません。今回この5,007万8,000円の予算は、この排雪されていない場所の対策費なんですか。それとも、今回排雪された、その後のことを予想して予算を取ってるんでしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下建設水道課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 1月25日に専決しております5,007万8,000円につきましては、1月25日の段階で今後の予定の方も見込んだ中での専決をさせていただいたということになります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 北海道のですね、寒冷地に住む私たちは除雪排雪、これは当然しなければならぬということは、毎年予想される訳ですね。ですがね、今年は自然のそういう状況がありますけども、やはり後手に回ったのではないかなと、もう少し早く対策すべきではなかったかと。町民の生活、それから安全確認にも支障が出ております。そういう意味でですね、この5,007万8,000円、早急にですね、本当は早い対策でやるべきでなかったかなと思います。これ結局、お聞きしたいのは、なぜ遅れてしまったのかという理由をお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 現在の除排雪の状況ということだと思いますけれども、当初1月の初めから排雪の方を行わせて今年度はいただいております。これにつきまして12月、1月の状況を見ながら、排雪をさせていただいたところがございます。今の現状の一番大きな要

因といたしましては、行政報告でもありましたように、2月1日から3日にかけての強風、こちらの方はまだ注意報ということでしたけれども、2月16日から18日にかけての数年に一度の強風、こちらの方、警報ということを出しております。こういったものを対応をしていながら、現在の状況になっているところでございます。2月16日から18日の強風につきましても、近年にはないものでありまして、また、2月につきましては、最高気温1度以上というところが2月1日から20日までの間に8日間ございました。近年の気象状況も調べておりますけれども、2月の最高気温1度以上という日には、概ね2日から3日という過去の経緯でございます。やはりこういう風に暖気が入ってきますと、どうしても道路の路面状況も悪くなって通行がしづらくなるという部分もありまして、その部分をですね、やはり路面を整正していかなければならないと。そういったものが、やはり2月に多少多いということもありまして、やっぱり路面整正をするとですね、どうしてもシャーベット状のものってというのが、どうしても道路脇に広がっていくものですから、道路としては、幅がやっぱり減少していくということもございます。

こういったような状況の中から、もちろん今議員ご指摘のように今の状況でご不便をおかけしていると、町民の皆さまにご不便をかけているというのは認識をしておりますので、今後についても早急にですね、3月予定していたものを前倒しを大至急していきながらですね、対応の方させていただきたいと。2月の一応25日の方から、みどり橋の排雪、それから26日には丸山通り等々、主要幹線からスタートをさせていただいているところでございますので、今後についても、なるべく早く対応をさせていただき、道路交通の安全を確保していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の9頁から11頁まで。議案第3号本文並びに令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は承認することに決定しました。

日程第 8 議案第 4号 令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)について

日程第 9 議案第 5号 令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第10 議案第 6号 令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第 7号 令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第12 議案第 8号 令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第13 議案第 9号 令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第14 議案第10号 令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第5号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第4号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)についての件、日程第9、議案第5号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)についての件、日程第10、議案第6号、令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第11、議案第7号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第4号)についての件、日程第12、議案第8号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についての件、日程第13、議案第9号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件及び日程第14、議案第10号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第5号)についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は16頁から63頁になります。今回の補正の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の追加、新型コロナウイルスの影響による追加経済対策として実施する経営持続化支援事業、飲食店応援事業、びえいの観光応援事業、美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業などの追加、除雪対策経費の追加、災害復旧事業費の減などによる公共下水道事業特別会計繰出

金の減、病院事業補助金の追加、財源確保に伴う各基金への積立金の追加及び各種事業の事業費精査に伴う増減並びに財源調整などがございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。議案集の16頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明をいたします。議案集30頁になります。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額48万円の減額です。新型コロナウイルス感染拡大による各種研修中止による旅費の減になります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額407万6,000円の減額です。一般管理事業は、それぞれ実績見込みによる追加及び減額、職員研修事業は新型コロナウイルス感染症影響による研修の中止による減、交際費は実績見込みによる減になります。

第3目広聴広報費、補正額42万円の減額です。広報の総頁数の減による印刷製本費の減額になります。

第5目財産管理費、補正額81万5,000円の減額です。庁舎維持管理事業に係る実績見込みによる燃料費、光熱水費の減額及び庁舎ATM跡原状復旧工事費の追加になります。

第7目地域振興費、補正額2,381万6,000円の減額です。地域おこし協力隊管理事業は、地域おこし協力隊の任用期間減少による減額。丘のまちびえい活性化協会補助金は、事業の実績見込みによる減になります。

議案集32頁に移ります。第8目移住対策費、補正額42万5,000円の減額です。移住・就業体験受入事業の実績見込みによる減額になります。

第9目交通安全対策費、補正額105万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響で、各種イベント等が中止になったことによる交通安全指導員報償費の減になります。

第12目東京事務所費、補正額87万4,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による職員旅費及び会議負担金の減になります。

第13目諸費、補正額1,065万円の減額になります。特別定額給付金事業は、事業費確定による減。過年度歳入過誤納還付金は、法人住民税の還付に伴う還付金の追加。美瑛町史第8巻編さん事業は事業費確定による減になります。

議案集34頁に移ります。第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額63万3,000円の減額です。上川広域滞納整理機構負担金の実績見込みによる減になります。

第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費、補正額25万1,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による各種研修会の中止に伴う旅費、会議負担金の減額になります。

第5項統計調査費、第1目統計調査費、補正額71万6,000円の減額です。国勢調査事業の確定による調査員、指導員等の報酬の減になります。

第6項監査委員費、第1目監査委員費、補正額35万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の拡大による各種研修会の中止に伴う旅費の減になります。

議案集36頁に移ります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額3万円の減額です。社会福祉団体のうち、活動終了団体に係る補助金の減になります。

第2目高齢者福祉費、補正額5万3,000円の減額です。説明欄各事業の事業費の実績見込みに伴う追加及び減額になります。

第3目障害者福祉費、補正額328万1,000円の減額です。説明欄各事業の事業費の実績見込みによる追加及び減額になります。

第7目地域支援事業費、補正額78万円の減額です。介護予防・日常生活支援総合事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等による音楽療法の開催回数減に伴う減額。包括的支援事業・任意事業は、介護用品購入助成事業の利用増による追加になります。

議案集38頁に移ります。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額777万7,000円の減額です。説明欄各事業の事業費実績見込みに伴う追加及び減額になります。

第2目保育所費、補正額1,715万8,000円の減額です。保育センターの燃料費、光熱水費、賃借料の実績見込みによる減及び決算見込みによるどんぐり保育園指定管理委託料の減になります。

議案集40頁に移ります。第3目へき地保育所費、補正額319万9,000円の減額です。決算見込みによる、へき地保育所指定管理委託料の減及び美沢へき地保育所建設事業の建設事業工事費の執行残による減額になります。

第4目子ども支援センター費、補正額39万7,000円の減額です。子育て支援事業、発達支援事業の事業実績見込みによる減額になります。

第5目児童館費、補正額16万1,000円の追加です。児童館の燃料費、光熱水費の実績見込みによる追加になります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額4,297万円の減額です。老人保健施設事業特別会計繰出金は、老人保健施設における多床室の個室化改修事業の事業費確定による減。大雪地区広域連合負担金は、広域連合の各会計決算見込みによる負担金の減。老人保健施設発電機等整備事業は、事業費確定による減額になります。

第2目保健指導費、補正額344万8,000円の減額です。説明欄の各事業の実績見込みによる減額になります。

議案集42頁に移ります。第3目予防費、補正額2,709万8,000円の追加です。説明欄(1)予防接種事業から(6)歯科保健事業までは、事業実績見込みによる減額です。説明欄(7)新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、国の令和2年度第3次補正に伴う高齢者へのワクチン接種に要する医師報酬、事務経費、備品購入費及び医療従事者、高齢者への

ワクチン接種業務委託料に係る補正で3,169万円の追加になります。

第6目環境衛生費、補正額71万7,000円の減額です。大雪葬斎組合負担金の精算による減額になります。

第7目墓地管理費、補正額はなく、基金繰入金の減額に伴う財源調整になります。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費、補正額111万5,000円の減額です。一般廃棄物収集業務委託料執行残の減額になります。

第3目し尿処理費、補正額268万8,000円の減額です。浄化センター管理運営事業の実績見込みによる各経費の減額になります。

議案集44頁に移ります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額75万3,000円の減額です。農業委員会運営事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による会議及び研修会の中止による旅費、会議負担金の減額。アグリパートナー協議会負担金は、事業費確定による減額になります。

第2目農業振興費、補正額2,933万円の減額です。説明欄各事業の事業費確定などによる減額になります。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額15万円の減額です。道営事業の事業内容変更による道営事業負担金の減額になります。

第3項林業費、第1目林業費、補正額12万円の減額です。事業の完了による執行残の減額になります。

議案集46頁に移ります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額1億3,356万8,000円の追加になります。説明欄(1)美瑛町消費活性化事業及び(2)経営持続化支援事業は、事業費確定による減額になります。(3)美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した事業者の新たな事業展開を支援する補助金で1,000万円の追加。(4)美瑛町起業支援事業は、コロナ禍において新たに起業する事業者に対する補助金で300万円の追加。(5)経営持続化支援事業(3月追加分)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した事業者の経営の持続化のため、売上減少額の一部を支援する補助金で1億5万円の追加。(6)飲食店応援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている飲食店を支援するため、飲食店限定で使用できるBeコインポイント一人3,000円分を、町民に付与する費用の追加で3,022万1,000円の追加です。なお、(3)から(6)の事業につきましては、国の第3次補正の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、新型コロナウイルス感染症による経済対策事業として、実施を行うものでございます。

第3目観光費、補正額2,448万1,000円の追加です。説明欄(1)から(8)及び(10)の各事業は、事業費の実績見込みによる減額になります。(9)びえいの観光応援事業

(3月追加分)は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている宿泊事業者に対する宿泊誘客支援として追加で行う町独自の宿泊クーポンの発行事業で、3,000円のクーポンを1万泊分発行する経費及び事務費で事務費に係る補助金で3,304万7,000円の追加になります。なお、(9)びえいの観光応援事業(3月追加分)は、国の第3次補正の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症による経済対策として、実施するものでございます。

議案集48頁に移ります。第5目ビルケの森費、補正額14万7,000円の追加です。説明欄(1)ビルケの森管理事業は、道の駅白金ビルケ窓ガラス、風除室ドアなどの修繕経費の追加。(2)ビルケの森パークゴルフ場運営事業は、事業の実績見込みによる減になります。

第6目交流推進費、補正額はなく基金繰入金の減による財源調整になります。

第2項文化スポーツ振興費、第1目文化振興総務費、補正額227万9,000円の減額です。文化社会教育団体等支援事業において、コロナ禍により団体事業の一部を中止したことによる減額になります。

第2目生涯学習推進費、補正額474万7,000円の減額です。(1)人づくり育成事業及び(2)生涯学習フェア事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止による減。(3)地域人材育成研修施設管理運営事業は、高圧電気料の基本料金基準ワット数の増加に伴う追加になります。

第4目郷土学館費、補正額378万7,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響などによる、十勝岳ジオパーク推進協議会補助金の減額などになります。

第6目保健体育総務費、補正額13万円の減額です。スポーツ協会のコロナ禍による事業の一部中止による減額になります。

第7目保健体育施設費、補正額55万6,000円の追加です。(1)町民プール管理運営事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自主事業収入の減に伴う指定管理委託料の追加及び備品購入費の執行残の減額。(2)スポーツセンター管理運営事業は、燃料費、光熱水費の実績見込みによる減額になります。

50頁に移ります。第8目イベント推進費、補正額797万円の減額です。説明欄の各イベント事業の新型コロナウイルス感染拡大による事業中止と代替事業の事業費確定による減額になります。

議案集52頁に移ります。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額297万3,000円の減額です。会計年度任用職員、雇用実績による報酬、職員手当の減額及び新型コロナウイルス感染拡大による事業ヒアリング、各種会議の中止による職員旅費の減額になります。

第2項、道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額109万7,000円の減額です。道

路維持修繕事業の事業費確定による減額になります。

第2目道路新設改良費、補正額2,310万1,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額になります。

議案集54頁に移ります。第3目橋梁維持修繕費、補正額389万9,000円の減額です。橋梁維持修繕事業の事業費の確定による減額になります。

第4目除雪対策費、補正額5,985万9,000円の追加です。除雪対策事業は、暴風雪による除排雪事業の出動増に伴い6,000万円の追加。流雪溝維持管理事業は事業費確定による減額になります。

第5目、交通安全施設費、補正額315万4,000円の減額です。交通安全施設整備事業及び街路灯LED化事業の事業費確定による減額になります。

第3項河川費、第1目河川費、補正額30万円の減額です。河川管理事業の事業費確定による減額になります。

議案集56頁に移ります。第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額84万9,000円の減額です。大町西線道路改良舗装事業の事業費確定による減額になります。

第2目公共下水道費、補正額1億3,612万9,000円の減額になります。終末処理場災害復旧事業費の確定及び人件費の整理などによる公共下水道事業特別会計繰出金の減額になります。

第3目公園費、補正額1,173万5,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額になります。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額146万9,000円の追加です。町営住宅給湯設備、調理設備、内装補修等に係る修繕料の追加になります。

第9款消防費、第1項消防費、補正額1,490万1,000円の減額です。大雪消防組合負担金の事業費の整理による減額になります。

議案集58頁に移ります。第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、補正額31万5,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症拡大による教育委員研修等の中止による減額になります。

第2目事務局費、補正額225万6,000円の減額です。教職員研修事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による研修中止による減額。教育専門員管理事業は、教育専門員の欠員による減額になります。

第5目通学自動車運行費、補正額200万円の減額です。運転員1名の欠員による減額になります。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額54万2,000円の減額です。説明欄(1)学校保健特別対策事業は、国の3次補正で実施する小学校における新型コロナウイルス感染対

策として400万円の追加。説明欄(2)から(4)については、事業費確定による減額になります。

第2目教育振興費、補正額689万3,000円の減額です。GIGAスクール情報端末整備事業の事業費確定による減額になります。

議案集60頁に移ります。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額1,111万円の追加です。説明欄(1)学校保健特別対策事業は、国の3次補正で実施する中学校における、新型コロナウイルス感染対策として160万円の追加。(2)各中学校施設改修事業は、国の3次補正による各中学校施設改修事業補助金を活用した美瑛中学校のエアコン設置工事費の追加が985万6,000円。(3)中学校管理運営事業は、事業実績見込みによる光熱水費の追加及び委託料の減額になります。

第2目教育振興費、補正額606万5,000円の減額です。説明欄(1)キャリア教育推進事業は、新型コロナウイルス感染症影響による事業中止による事業費の減になります。(2)GIGAスクール情報端末整備事業は、事業費確定による減額になります。

第4項社会教育費、第3目図書館費、補正額92万5,000円の減額です。図書館給水管漏水修繕事業費確定による減額になります。

第11款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額567万6,000円の減額です。決算見込みによる起債償還利子及び一時借入金利子の減額になります。

62頁に移ります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額3,700万円の追加です。財源確保による基金の追加です。

第4目農業振興基金費、補正額2,000万円の追加です。同じく、財源確保による積立金追加です。

第5目福祉基金費、補正額1,070万円の追加です。同じく、財源確保による積立金の追加です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額7,815万5,000円の追加です。12月補正以降のまちづくり寄附金3,991件分、7,815万5,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる補正になります。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額9万1,000円の追加です。事業費確定による補助金の追加になります。

第2目病院事業補助金、補正額4,000万円の追加です。病院事業会計決算見込みによる補助金の追加になります。

第3目病院事業負担金、補正額95万円の減額です。病院事業建設改良費の事業費確定による負担金の減額になります。

次に、事項別明細書の歳入について説明をいたします。議案集22頁になります。

歳入、第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額2,000万円の追加です。農業所得及び譲渡所得の増による追加になります。

第2目法人、補正額200万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減による減額になります。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額1,100万円の追加です。新築家屋及び償却資産の増による追加になります。

第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額200万円の減額です。売上本数の減による減額になります。

第5項入湯税、第1目入湯税、補正額1,600万円の減額です。入湯客数の減による減額になります。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額6,480万6,000円の追加です。普通交付税の確定による追加になります。普通交付税の決定額は44億7,096万1,000円で、今回の補正で全額を計上しております。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額2,456万7,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響などによる、青い池駐車場他の事業実績見込みによる減額になります。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額584万9,000円の減額です。児童手当負担金は、支給額の確定による減額。子育てのための施設等利用給付交付金は、認定こども園一時預かりの利用減による減額になります。

第2目衛生費負担金、補正額1,452万2,000円の追加です。国民健康保険基盤安定負担金の申請実績による減額及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加になります。

第3目災害復旧費負担金、補正額8,840万4,000円の追加です。落雷被害による公共下水道の終末処理場災害復旧事業費負担金の追加になります。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1億1,372万4,000円の追加です。特別定額給付金事業補助金の確定による減額が985万7,000円及び国の3次補正に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億2,358万1,000円の追加です。なお、国の3次補正に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町における地方単独事業に係る限度額は、1億4,358万1,000円ではありますが、うち2,000万円は、令和3年度の事業に充当する予定のため、今後、令和3年度補正予算における予算計上となります。

第2目民生費補助金、補正額121万1,000円の減額です。説明欄各事業の事業実績見込みによる減額になります。

第3目衛生費補助金、補正額1,693万5,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種に係る、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金の追加になります。

第4目土木費補助金、補正額325万9,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による交付金の減額になります。

議案集24頁になります。第5目教育費補助金、補正額487万円の追加です。小学校費補助金は、事業費確定による公立学校情報機器整備費補助金の減額及び国の3次補正に伴う、学校保健特別対策事業費補助金が200万円の追加です。中学校費補助金につきましては、事業費確定による公立学校情報機器整備費補助金の減額及び国の3次補正に伴う学校保健特別対策事業費補助金が80万円の追加、美瑛中学校エアコン設置工事に係る美瑛中学校改修事業交付金が300万円の追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額129万3,000円の減額です。説明欄各負担金、交付金の事業実績見込みによる減額及び追加になります。

第2目衛生費負担金、補正額252万1,000円の減額です。説明欄各負担金の申請実績による減額になります。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額38万4,000円の減額です。説明欄各補助金、交付金の事業実績見込みによる減額になります。

第3目衛生費補助金、補正額48万円の減額です。妊産婦安心出産支援事業補助金の対象者減少による減額になります。

第4目農林水産業費補助金、補正額1,148万7,000円の追加です。説明欄4の地域づくり総合交付金は、加工野菜冷凍施設整備事業分として3,000万円の追加です。それ以外は、各事業の事業費確定による交付金、補助金の減額になります。

第5目商工費補助金、補正額31万7,000円の減額です。補助対象事業費確定による減額になります。

第3項道委託金、第1目総務費委託金、補正額71万6,000円の減額です。国勢調査指導員、調査員報酬の確定による減額になります。

26頁になります。第17款寄附金、第1項寄附金、補正額8,218万5,000円の追加です。寄附金が企業からの1件分で3万円の追加、まちづくり寄附金が3,991件分で7,815万5,000円の追加、企業版ふるさと納税寄附金が一社分で400万円の追加です。なお、まちづくり寄附金は1月31日現在で、8,903件で1億5,606万円となっております。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額2億3,714万円の減額です。財源確保に伴う各基金繰入金の減額になります。

第20款諸収入、第4項受託事業収入、第1目衛生費受託事業収入、補正額102万6,000円の減額です。後期高齢者医療広域連合受託事業収入の実績見込みによる減額になります。

第5項雑入、第4目雑入、補正額4,341万8,000円の減額です。説明欄6の北海道市町村備荒資金組合超過納付金は、財源確保に伴い皆減となりました。説明欄7の庁舎ATM跡原状回復費用は、ATM設置の金融機関からの原状回復費用分の追加、説明欄9のスポーツ振興助成金は、宮様国際スキーマラソンの中止による減、それ以外につきましては実績に伴う減額及び追加になります。

議案集28頁になります。第21款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額80万円の減額です。美沢へき地保育所整備事業の事業費確定による減額になります。

第3目衛生債、補正額150万円の減額です。老人保健施設発電機等整備事業の事業費確定による減額になります。

第4目商工債、補正額1,960万円の減額です。イベント推進事業の事業費確定による減額になります。

第5目土木債、補正額710万円の減額です。北瑛旭第6線道路整備事業他8事業の事業費確定による減額及び追加になります。

第7目教育債、補正額490万円の追加です。美瑛中学校改修事業、エアコン設置工事の実施による追加になります。

第8目病院事業債、補正額40万円の減額です。医療設備整備事業の事業費確定による減額になります。

第9目臨時財政対策債、補正額1,015万2,000円の減額です。臨時財政対策債確定による減額になります。

第10目農林水産業債、補正額3,000万円の減額です。加工野菜冷凍施設整備事業における地域づくり総合交付金採択による起債の減額になります。

第11目災害復旧債、補正額2,210万円の追加です。下水道施設災害復旧事業採択による追加になります。

議案集19頁になります。第2表繰越明許費補正になります。令和3年度に繰越して事業を実施するものであります。款、項、事業名、金額の順に読み上げてまいります。(追加)第2款総務費、第1項総務管理費、地域情報通信基盤管理運営事業、302万1,000円。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、3,169万円。

第7款商工費、第1項商工費、美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業1,000万円、美瑛町起業支援事業300万円、経営持続化支援事業(3月追加)1億5万円、飲食店応援事

業3, 022万1, 000円、びえいの観光応援事業(3月追加分)3, 304万7, 000円。

第9款消防費、第1項消防費、大雪消防組合負担金80万円。

第10款教育費、第2項小学校費、学校保健特別対策事業400万円、第3項中学校費、学校保健特別対策事業160万円、各中学校施設改修事業985万6, 000円、合計2億2, 728万5, 000円。

続きまして、20頁になります。第3表地方債補正になります。変更前の地方債の総額6億6, 520万円から4, 255万2, 000円を減額し、変更後の地方債の総額を6億2, 264万8, 000円とするものです。追加にありましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げてまいります。個別事業名は省略させていただきます。変更にありましては、起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別事業名は省略をさせていただきます。

第3表地方債補正、(追加)、起債の目的、補正予算債、限度額490万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率3.0%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

起債の目的、災害復旧事業、限度額2, 210万円、起債の方法、利率、償還の方法は補正予算債と同様なので省略させていただきます。

(変更)、緊急防災減災事業、変更前限度額2, 590万円、変更後限度額2, 440万円、辺地対策事業、変更前限度額1億8, 640万円、変更後限度額1億8, 010万円、過疎対策事業、変更前限度額2億7, 240万円、変更後限度額2億2, 080万円。

21頁になります。臨時財政対策債、変更前限度額1億8, 050万円、変更後限度額1億7, 034万8, 000円、合計、変更前限度額6億6, 520万円、変更後限度額6億2, 264万8, 000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。議案集17、18頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略させていただきます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 午前11時10分まで休憩します。

休憩宣告(午前11時00分)

再開宣告(午前11時10分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野保健福祉課長。

(保健福祉課長 今野 聖貴君 登壇)

○保健福祉課長(今野聖貴君) それでは、議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は64頁から69頁になります。今回の補正予算につきましては、工事請負費の入札減の整理によるものです。はじめに、議案条文を朗読させていただきます。議案集64頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からです。議案集68頁、69頁になります。

歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額98万5,000円の減。コロナ対策のための多床室個室化改修工事に係る入札減による減額補正となります。

次に、歳入のご説明をいたします。66頁、67頁になります。

歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額98万5,000円の減額です。事業費確定による一般会計繰入金の減額補正です。65頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略いたします。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第6号の提案につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては70頁から75頁になります。今回の補正は、農業技術研修センターみのりと農業担い手研修センター美進、2施設での使用料や手数料、生産物売払収入及び施設管理運営事業費の額の確定に伴い補正をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書よりご説明申し上げます。最初に、歳出からご説明いたします。議案集は74頁になります。

歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費、第1目農業技術研修センター管理費、補正額100万8,000円の減額。みのりの修繕費確定、指定管理者委託料の事業実績見込みによる減額です。

第2目農業担い手研修センター管理費、補正額47万1,000円の減額。美進の光熱水費及び指定管理者委託料の事業実績見込みによる減額となります。以下、第2款公債費から第4款予備費については省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。72頁になります。

歳入、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目農業研修所使用料、補正額8万円の追加。みのりの加工使用料及び町民農園使用料及び美進の長短期居室使用料等の実績見込みによる追加であります。

第2項手数料、第1目農業技術研修センター手数料、補正額37万2,000円の減額。みのりでの土壌診断手数料実績見込みによる減額です。

第2款財産収入、第1項財産売払収入、第1目生産物売払収入314万6,000円の追加。美進実践圃場で生産されましたトマト売払収入による追加です。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額484万6,000円の減額。みのり及び美進の歳入歳出補正に伴う財源調整によるものです。第4款繰越金の説明については省略させていただきます。

第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、補正額1万3,000円の追加。美進の研修居室電気料負担金の実績見込みによる追加です。71頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

（水道整備室長 長野 克哉君 登壇）

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は76頁から81頁になります。今回の補正の主な内容は、消費税及び地方消費税の執行額の確定に伴う公課費の減額、施設管理に要する光熱水費の減額、17号井分湯に係る負担金の追加等をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。議案集の76頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明をいたします。議案集は80頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額10万9,000円の減額です。消費税及び地方消費税の額の確定による減でございます。

第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額22万8,000円の減額です。泉源ポンプ運転に係る光熱水費の執行見込額の減などによる減額となります。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は78頁になります。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額33万7,000円の減額です。泉源使用

料の額の見込みによる減額でございます。77頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） それでは、議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は82頁から88頁になります。今回の補正は、歳入においては国庫補助金、一般会計繰入金、町債等の減額をお願いするものです。歳出においては、職員給与費、消費税及び地方消費税納付金等の減額、終末処理場管理費の額確定及び見込みによる減額、起債償還利率の見直しによる利子額の減額、建設事業費及び災害復旧事業費の額の確定に伴う減額等をお願いするものです。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。議案集の82頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明をいたします。議案集は87頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額1,313万3,000円の減額です。人事異動に伴う支給対象者の変更による給与等の減と、消費税及び地方消費税納付額の確定による減でございます。

第2目終末処理場管理費、補正額1億2,516万5,000円の減額です。終末処理場管理事業における原材料費の増及び光熱水費、委託料等の減と、終末処理場災害復旧事業の執行額の確定に伴う減額でございます。

第2項事業費、第1目建設事業費、補正額417万6,000円の減額です。下水処理場及びマンホールポンプ所改築更新工事、実施設計業務の執行額の確定による減です。

第2款公債費、第1項公債費、補正額40万5,000円の減額です。起債利率の見直しに伴う減額でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は85頁になります。

歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、補正額325万円の減額です。国庫補助金交付額の確定による減額です。

第4項繰入金、第1項繰入金、補正額1億3,612万9,000円の減額です。財源調整に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

第7款町債、第1項町債、補正額350万円の減額です。財源の振替に伴い、皆減するものでございます。

次に、議案集の84頁になります。第2表地方債補正でございます。変更前の地方債の総額350万円を皆減するものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、公共下水道事業、変更前限度額350万円、変更後限度額0円、以上です。83頁の第1表歳入歳出補正予算につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時25分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま議題となっております、議案第8号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、町長より訂正したい旨の申出がありました。

これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 佐藤議長さんのお許しをいただきまして、議案の訂正をお願いしたく存じます。まず、定例会開会後に訂正をお願いするという運びになりましたことに、議員の皆さまにお詫びを申し上げます。

訂正箇所につきましては、議案第8号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての第2表地方債補正でございます。議案集は84頁になります。表中、変更前限度額及び合計欄に3,500万円と記載がございますが、正しくは350万円の誤りでございました。3,500万円を350万円に訂正をお願いいたします。よろしくお取り計らいを賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） おはかりします。ただいま議題となっております、議案第8号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、訂正を許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、訂正を許可することに決定しました。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) 議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は89頁から93頁になります。今回の補正の主な内容は、収益的収入では、営業収益における水道使用料の減、収益的支出では、営業外費用における消費税納税額の確定に伴う減、資本的収入では、工事負担金の減、資本的支出では、建設改良費の執行額確定に伴う減額等をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。議案集の89頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は92頁になります。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額50万円の減、委託料の執行見込みによる減です。

第2目配水及び給水費、補正額30万円の減、委託料の執行見込みによる減です。

第3目総係費、補正額30万円の減、委託料の執行見込みによる減です。

第4目減価償却費、補正額22万円の減、固定資産処分別の確定に伴う減額です。

第5目資産減耗費、補正額102万2,000円の追加、固定資産除却費の確定に伴う追加です。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額870万円の減、消費税及び地方消費税納税額の執行見込みに伴う減額でございます。

次に、収入についてご説明します。議案集は91頁になります。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益、補正額420万1,000円の減、水道使用料の収入見込みによる減です。

第2項営業外収益、第2目他団体負担金、補正額30万円の減、大雪消防組合負担金の執行見込みに伴う減額です。

第5目長期前受金戻入、補正額31万6,000円の追加、長期前受金戻入の執行見込みに伴う追加です。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。議案集は93頁になります。支出からご説明いたします。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額1,896万5,000円の減、額の確定に伴う委託料の減及び道道改良工事の内容変更に伴う工事請負費の減額でございます。

第2目固定資産購入費、補正額230万5,000円の減、執行見込みに伴う減額でございます。

続いて収入です。収入、第1款資本的収入、第1項一般会計補助金、補正額9万1,000円の追加、執行見込みに伴う追加です。

第2項工事負担金、補正額160万8,000円の減、道負担金及び大雪消防組合工事負担金の額確定に伴う減額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,049万円は、過年度分損益勘定留保資金7,049万円で補てんするものといたします。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） よろしくお願ひします。議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は94頁から98頁になります。今回の補正につきましては、本年度入院外来ともに、患者予定数が当初予定数を下回る見込みとなったため、事業予定量を減員、収益的収入においては、入院及び外来患者数の予定量減少等による医業収益の減額、繰出金の増額による医業外収益の追加、収益的支出においては、給与費、経費、減価償却費、資産減耗費、引当金繰入金の減少による医業費用の減額、資本的収入では、医療施設整備負担金及び企業債の減額、資本的支出では、建設改良費の減額、以上をお願ひするものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。はじめに、収益的支出についてご説明をいたします。議案は97頁です。

第1款病院事業費用、第1項医業費用です。第1目給与費、補正額4,291万円の減、職員給与及び職員手当につきましては、職員の退職、会計間異動に伴う減、報酬につきましては、派遣医師の回数調整及び会計年度任用職員の採用減、法定福利費につきましては、各種負担金率の変更及び確定に伴う減額です。

第3目経費、補正額334万2,000円の減、医療機器の借上げ等の根本的見直し、委託業務内容の精査に基づく執行見込みに伴う減額です。

第5目減価償却費、補正額500万9,000円の減、資産変動の確定に伴う減額です。

第6目資産減耗費、補正額272万8,000円の追加、除却資産の確定に伴い追加するものです。

第8目引当金繰入費、補正額322万9,000円の減、執行見込みに伴い減額するものです。

次に、収益的収入についてご説明いたします。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額8,700万円の減、新型コロナウイルス感染症の影響等により、患者数が当初予定を下回って推移していることから減額をするものです。

第2目外来収益、補正額2,200万円の減、入院収益と同様の理由等から、患者数が当初予定を下回ったために減額するものです。

第3目その他医業収益、補正額212万円の減、特に医療相談収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぐため、実施を制限していた健康診断等の実績見込みによるものです。

第2項医業外収益になります。第2目他会計補助金、補正額4,000万円の追加、医業収益の減少に伴い、経営安定化のために追加をするものです。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をさせていただきます。議案は98頁です。はじめに、支出からご説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、370万円の減、新型コロナウイルス対策備品購入等の実績確定に伴う減額です。

第2目工事請負費、73万円の減、新型コロナウイルス対策工事費等の実績確定に伴う減額です。

次に収入です。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療設備整備負担金95万円の減、備品購入に係る負担金不用額等、実績確定に伴う減額です。

次に、第2項企業債、第1目企業債、30万円の減、企業債借入額の実績確定に伴う減額です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,008万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,008万1,000円で補てんするものとする。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、7案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、7案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで7案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。まず、一般会計補正予算に対する総括質疑をいたします。コロナウイルスに対する経済対策について、全般的な視点からお聞きします。昨年

2月以来、町民の生活と町の経済は深刻な打撃を受け、現在も続いております。町はこれまでに町独自の経済支援を行ってきました。しかし、この中で一般町民に対する経済支援は、ごくわずかに留まっております。クーポン券、プレミアム付商品券の販売、証明手数料の減免、宿泊びえい割及び地域通貨ですが、これらは直接的かつ有効な生活支援とは言えません。今回の補正予算のどこにも一般町民に対する直接的かつ有効な生活支援は見当たりません。

そこで、町長にお聞きします。今、最も優先すべき課題は、一般町民の生活支援ではないかと思いますが、町長の考え方をお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 6番中村議員さんからの総括質疑にお答えをさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響が町民、各界各層に及んでいるというご指摘でございます。私ももちろんその認識は一にするものでございまして、この1年に及びます新型コロナウイルスによる影響が、深く町民の生活に影響を与えているという認識に立っております。同じ認識に立ちまして、今回の補正予算、そして、この後審議をいただきます、令和3年度当初予算についても編成をしたところでございます。町民の方へのご支援が大切であろうというご指摘でございますけれども、例えば、事業者に限らない、多くの一般町民の方へのご支援としましては、これまで冬の生活支援も講じてございます。

また、ご指摘いただきましたけれども、クーポン券、商品券、各種減免措置、Beコインによるポイントの付与、今補正予算でもBeコインによるポイント付与を飲食店応援という形ではございますけれども、付けているところで、予算提案をさせていただいているところでございます。これらにつきましては、一方で、飲食店、宿泊施設への支援という側面もございまして、飲食店の利用ポイント、利用クーポン、あるいは商店街に対する商品券ということにつきましては、一般家庭の皆さまの間での家計をご支援していくという側面もございまして、経済対策とともに、各家庭での家計をご支援するという両面からの施策であるという風に認識をしているところでございます。

また、令和3年度当初予算におきましては、ひとり親家庭の支援策など新しい支援策も講じてございますので、今後、ご提案をさせていただく中で、議員の皆さまからご意見を賜りたいなと思っております。一般町民の方の生活支援が大事であるということは、もちろん私も同感するところでございますけれども、その町民の皆さまの中でも、コロナによる影響を一番強く受けていらっしゃる事業者、飲食店、宿泊業をはじめとする事業者の方々へのご支援をまず優先し、そして多くの方の町民の方の家計支援につながる取り組みを今後とも講じてまいりたいと思っております。

また、前回の定例会の中でも中村議員からご指摘ございました、困窮家庭、貧困対策、いわゆる貧困対策等についてでございますけれども、引き続き、役場の中の各種窓口相談業務を通じて、町民の実態把握に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今の現状のですね、美瑛町の町の中の様子を見ればですね、町民の窮状は明らかです。今更いろいろな調査ということも必要でないぐらい明らかであります。多くの町民はですね、まさに息を殺して耐え忍んでいることでしょう。町長はですね、昨年5月の広報紙の臨時号で、こうおっしゃいましたね。「いま、すべての町民の皆さまが苦しみの中にいます。」と、こうおっしゃったんですね。先ほど、今、再度おっしゃいましたけれども、やはりですね、全体的な底上げ、これが必要ではないかなと思うんですね。町民はですね、一人当たり最低100万円はかかります。150万円は普通でしょう。あるいは一人200万円お使いの方もいるでしょう。そういうことを考えればですね、クーポン券やその他商品券の販売、こういうものでメリットを受ける部分はですね、1%あるかないかなんです。それに宿泊っていうと余分なお金もかかります。ですから私は、有効な対策かということを行った訳です。

それでですね、今例えばですね、国が実施した特別定額給付金10万円、この額はさておきですね、こういったですね、同じにしろって言ってる訳じゃないんですよ、町独自のやはり底上げを是非とも必要ではないかなと。

今回ですね、この補正予算は、今年実質的にですね、最後の補正になる訳ですね。また来月以降も、最終的な調整はありますけれども、実質的に最後です。やはり一つのチャンスなんです最後の。やっぱりどうしても、このようなですね底上げの支援は必要ではないかなと、再度伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今のご指摘でございますけれども、例えば、国の臨時定額給付金等、これは国の制度として実施してまいったところでございます。財源の話をしてしまっただけは身も蓋もない面もございまして、国であるからこそできる事業、国が全国民を対象にした事業として行うものと、各自治体が持っている、限られている財源の中で、それぞれの住民の方に対するご支援をしていくという中身につきましては、国がやる役目、それを自治体が補って、自治体は何を、では、国がやらなかった部分でやっていくのかということの役割分担であろうと思っております。そういう意味で国・道がこれから打ち出してくる事業に対しまして、美

瑛町として、更に手厚く、町民の方にきめ細かに、町らしい、町だからこそできる支援というのはもちろん考えてまいりますし、講じていく姿勢でございます。

全体の底上げという意味でございますけれども、直接の給付金制度というのも効果はあろうかと思っておりますけれども、一方、私は町内の経済全体を回すこと、循環すること、町内でお金を回していくことによりまして地域の経済が潤っていく、そのことが美瑛町全体の経済、生活の底上げにつながるという観点から、経済を循環させる仕組みづくりに力を入れてまいりましたし、今回の補正、また、今後の当初予算の中でもそのような視点で取り組んでございます。

補正、これが最後であるということでございますけれども、令和2年度につきましては、恐らく最終となるかもしれませんが、令和3年の当初予算を組んでございます。また、令和3年始まった後でも、コロナウイルス感染症の状況次第では、これまで通り、同じように補正を議員の皆さまにお願いをし、共に組んで対策を講じてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、最終的には財源の問題になる訳ですけどもね、その前にですね、やっぱり考え方だと思うんですよ。色んな財源ないと厳しいとおっしゃいますけどね、基金というのは色々あるんですね。その目的はやはり制限されたものでしょう。しかしですね、ない訳じゃないんです。やっぱり流用する、この非常事態に対して流用するっていうことはね、各自治体の長がやはり決定できるんだと思うんですよ、議会に諮ってですね。ですから、今回基金に若干、積立がありますけども、これは逆じゃないでしょうか、やはり、基金だけじゃないです、基金の取崩しだけじゃないです、全体の配分です、調整、そういうことは総体的にやはり考えていかなければならないんだと。町長はですね、先ほどもおっしゃいましたように、「皆さまが苦しみの中にいます。」という認識であればですね、それが言葉だけじゃなくて、やっぱり実行を伴わなくちゃいけない、そこに町民が期待してる訳です。どのようなお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 苦しみの中にいるという表現、もちろん言葉だけではございませんし、私も実感を持って述べさせていただいている言葉であります。そして、実感を持っているからこそ、対策、支援策を講じていかなければならないという認識であることは、重ね重ね議員と同じでございます。どのような形でその苦しみを救ってまいりたいのか、自治体が、美瑛町が今の状況の中で交付金交付をしていくということ、もちろん選択肢としてはあり得る訳でございますけれども、その時、お一人お一人にご支給できる額がどのぐらいになるのかということ

と、先ほども申しましたが、それと同時に地域全体の経済を回すことによって、地域内の経済効果を高め、生活の質を高めたいという方策をとっていき、そのことが行政としての事業を行い、そして結果を誘導していくという側面からは相応しいのかなという思いもございます。これまでのところ、国から出てます臨時交付金いただいておりますけれども、それ以上の額をコロナ感染症対策に計上してございますので、美瑛町独自の財源をもって、これまでも取り組んでいるところでございますが、今ご指摘のとおり、更に生活実態、町民の状況に応じて必要であるということでございましたら、基金の活用も含めまして、財源的措置を講じていくつもりでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第4号について総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の30頁から35頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の36頁から41頁まで。第3款民生費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の40頁から43頁まで。第4款衛生費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の44頁及び45頁。第6款農林水産業費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の46頁から51頁まで。第7款商工費について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。7款1項2目、商工業振興費、説明欄（3）美瑛町中小企業者等事業再構築支援事業について伺います。国の方でも同様の事業がございまして、私も注目しているところであるんですけども、今後、要綱等が出てきて、合わせて町の方でも要綱つくられていくという風に理解してるんですけど、この要綱をつくる際ですね、ちょっとポイントというか、伺いたいんですけど、私はその再構築の定義、それと対象経費の

考え方、そして支払いの方法、例えばこれ概算払いができるのかだとか、精算払いじゃないと駄目なのかっていうこと、ちょっとその支払いの方法、そして遡及の有無、それと、あと町内の何ていうんですかね、優先調達を含めて考えるということで経済を回すと、その5つがポイントになるんじゃないかという風に私も考えてはいるんですけども、まずその要綱について、どのようにお考えか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 青田議員のご質問にお答えします。5つほどということでございますけども、今回の美瑛町中小企業等事業再構築支援事業、議員言われるとおり、国の経済産業省の方で提案して実施する予定であります、中小企業等事業再構築促進事業というのがございます。この事業については色々と条件、制限がございますけども、まず定義といたしますか、内容につきましては、今ある事業の部分で新たに展開する部分の対象を考えてます。したがって、要綱はちょっとこれから色々詰めていかなきゃいけませんけども、国の事業の部分を参考に作成する予定でございます。

また、この国の事業と比較しますと、国は下限が100万円からということになってます。今回ご提案します町の事業につきましては、100万円までという形になってございますけれども、この国の事業に乗れない方々の事業に対して少しでも幅広く、大きいものにつきましては、国の方を誘導するような形になるかと思っておりますけれども、全ての中小企業者、個人事業主に対して、公平な事業となるよう進めていきたいと思っております。

また、支払いにつきましては、今までの補助事業上は概算払制度もございますので、当然、そういう部分は考えていく予定でございます。

また、遡及につきましては、どこまで遡及するかっていうのもあるんでしょうけども、基本的には、事業申請で事前着手という部分は今のところちょっと考えておりませんが、国の事業と見極めながら、そういう部分で事業者さんに、国と比較して損がないように検討していきたいと思っております。

また、事業の発注といたしますか、事業内容につきましては、これだけではないんですけども、当然、各事業に対して支援金、補助金を出す訳ですけども、その実施に当たっては、極力、町内事業者から調達、事業の発注をするような制度設計で進めていこうと思っております。質問の内容でちょっと、また何かあれば、再度ご質問いただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。国の方は、やはり業態転換ですとか、新たな投資をして、それで事業を再構築していくというようなことで新規事業の取り組み、そち

らに対しての補助事業であると理解してるんですけども、やはり美瑛町の場合、今回出来上がりで、例えば150万円の事業に対して100万円の補助という風なことになるものですから、その金額をもって事業再構築であるとか、新たに新規事業ということになると、なかなか厳しいんじゃないかなっていう、そういう風な印象を持っております。

そこで、やはりダウンサイジングというかそういうものに対して、例えば、規模を縮小するだとか、その辺りに対しての再構築という、再構築の定義を少し広めてですね、弾力的な運営をすることが必要なんじゃないかなと考えてるんですけども、今後、要綱つくる際にですね、例えばリース代であるとか、賃貸料であるとか、その辺の支出を払えず困ってる業者さんっていうのは結構あるかと思います。ですから、その辺りのところを汲んで、より町民の事業者の皆さんのためになる、そういう補助事業になることを期待しております。いかがでしょうか、できれば町長の方からご答弁いただけたらありがたいです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおり、この事業をいかに効果的に実施、また活用していただくことで、町内事業者の方、引いては美瑛町内の経済の活性化に結びつけていくのかということが大事であるという、同じ認識でございます。そのためにも、ご指摘のように、可能な限り弾力的な運用に努めてまいり所存でございます。今ご指摘ございましたダウンサイジング等、規模を縮小していくということにつきましても、規模を縮小して、そのことにより、その事業者の利益になるような、そのことが新しい業態になるんだよということございましたら、そこに対しましても活用できるよう努めてまいりたいと思いますし、その方向で今後、細かい決めを定めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田でございます。それでは、7款2項7目の保健体育施設費のですね、委託料127万5,000円のですね、増額理由をお伺いをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午後 1時40分)

再開宣告(午後 1時41分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

平間文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(平間克哉君) ただいまの質問について、お答えをさせていただきます。

この127万5,000円ですね、増額の理由でございますけれども、昨年より町民プールにつきましては指定管理者制度を利用した形でございます、管理運営をさせていただいておりますけれども、その中で、管理運営につきましては指定管理者に対して協定を結び、協定の中で指定管理料を支払うという形で進めております。ただ、今年度におきましては、指定管理の中です、コロナ禍の中で、昨年4月から全くの休館という形で、5月いっぱいまで進めまして、本来であれば、指定管理を受けた指定管理者が、町民のですねプール教室など、実施事業で収入を得ながらですね、全体ですね管理運営を行っていくという計画でございましたけれども、プールが完全にですね、公共施設の閉館ということの中で開けないということで、その分の自主的な財源を確保できないということがございましたので、その分についてですね、減額した分を協定の中の項目に基づいて負担をしたということの増額でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 今言われてたことは、管理運営はしてたんだけど、休館することによって、実施事業を中止をしなければならなかったっていうか、中止することを余儀なくされたための減収分の補てんということで、その分を町が支払うってということだと思んですけども、その実施事業の内容、要するに127万5,000円分ですね、実施事業の内容というものはどういった内容なのか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間課長。

○文化スポーツ課長(平間克哉君) 実施事業の内容でございますけれども、当初はですね、できなかったものでございますけれども、6月、7月、8月以降ですね徐々に回復しております。内容といたしましては、各年代ごと、子どもからですね大人まで含めた水泳教室を開いております。その中で登録者が現在120名ぐらいということで登録をさせていただいて、月ごとにですね、収入を得ながらですね、管理運営をしているということでございますので、それがですね現在、月によって若干の差がありますけれども、40万円から50万円程度の収入を指定管理者が確保しながらですね、それを財源に充てて管理をしているということでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) そういったことで美瑛町がその分を補てんするというような内容は分かりました。それで、そこら辺のところはですね、協定書ですとか契約書ですとか、そういったものにきちっと明文化されているのかどうかということをお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間課長。

○文化スポーツ課長（平間克哉君） その部分につきましては、基本協定書の中ですね中に項目がございまして、不可抗力によって発生した費用等の負担ということで、不可抗力の発生に起因して指定管理者側にですね、損失及び増加費用が発生した場合についてはですね、それは協議をもってですね、負担等をするとということになっておりますので、その基本協定書の中の項目に沿って今回の負担をとということで考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の52頁から57頁まで。第8款土木費及び第9款消防費について質疑を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。8款2項4目、土木費の中の除雪対策費、除雪対策事業についてお伺いをいたします。このことについては、先ほども専決事項の中で、水道建設課長から縷々説明もありましたが、今回の6,000万円については支出増に対する補正ということでございます。昨今の町民感情としては、非常にその除雪、排雪に対する要望から、この頃はもう町政批判にまでちょっと変わってきてるところがありますので、その対応としてお伺いいたしますが、先般、風水、風や水や雪については予知はできるんですけど、なかなか予告できないというところもあると思うんですけど、その際のいわゆる除雪排雪対策については、間断なく適切に行えるかどうかというところを質問とですね、それから、もう1点でありますけど、町内の中で、例えばの話ですけど、丸山と北町では除雪と排雪の様子が違うといいますか、不公平が生じてるというような意見がありますので、その辺、なければいけないでよろしいんですけど、不公平なく除雪排雪については行われているというところを再確認をいたしたく、2点について質問をいたします。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下建設水道課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 1点目の自然災害も含めての、また、その年の雪の降雪量、積雪量、こういったものは随時、毎日のように計測をし、また、先日の暴風雪、こういったものに対しましても、建設水道課のみならずですね、総務課とも協議をしながら予知をしながらなるべく、議員おっしゃられるとおり、予測をするっていうのは中々難しいんですけども、なるべくそういったものには注視をしながら、日々パトロールも含め、進めてきているところがございます。委託している業者の方でも市街地以外の部分についてパトロール等も実施をしっかりといただいているところがございますが、やはり降雪量、積雪量があまりにも予想を超

える場合にはですね、すぐ即対応っていう、少し遅れる部分もあるのは、実際のところでございます。今後につきましては、そういった部分につきましても、今よりも改善を図りながら、適切に対応できるように努めていきたいという風に考えております。

また、2点目の地区によって差があるのではないかとのご質問ですけれども、基本的に優先、やはり幹線道路といいますか、バス路線だとかですね、交通量の多い路線、そこをやはり全体的に優先順位をつけていかなければならない部分もございますが、決して時間的な多少の前後はあるかと思っておりますけれども、極力、同じような除排雪に努めているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の58頁から61頁まで。第10款教育費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の60頁から63頁まで。第11款公債費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁から25頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第15款道支出金までについて質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の26頁から29頁まで。第17款寄附金から第21款町債までについて質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の19頁から21頁まで。第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 繰越明許費補正の方の追加で、9款消防費、1項消防費、大雪消防組合負担金80万円の加算がされているところなんですけど、協議会でも説明を受けているところなんですけれども、この80万円の加算について、経過等についてご説明をお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時52分）

再開宣告（午後 1時52分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 消防費の繰越明許費の内容でございますけれども、消防組合の方に情報開示の請求が上がってまいりまして、その請求に対しての回答に対して、審査請求ということで、再度請求があったところでありまして、それでその審査請求に対しまして、行政不服申立法の関係で、処分庁と申しますか、実際請求を受ける側の大雪消防組合として、審理員という第三者的な立場の方、あくまでその処分庁の関係職員という形になるんですけれども、審理員を設置して、その審査請求の内容に当たって審査請求をした側、そしてされた側、双方の状況を聞いて、その内容を不服申立てに係る審査会、大雪消防組合の方で設置している審査会の方に報告するというので、それに伴ってその審査会が諮問を受けて答申をして最終的に処分を決定、処分庁と申しますか、大雪消防組合が最終的な決定をするということになっておりまして、その審理員の選定に当たりまして、弁護士に審理員をお願いするというので、その経費について、80万円予算を消防として専決処分という対応になっておりますけれども、その経費の80万円分が繰越明許ということになりますので、町としましても、合わせて繰越明許の予算を組んでいるというようなことでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 今のお話でいきますと、今後ですね、大雪消防組合の方で審査会も設けられるという考えになると思うんですが、そうすると審査会の費用についても、今後上がってくるということになりますよね。であれば、そうすると大雪消防組合のことであるので、美瑛町で負担するっていうことではなくて、大雪消防組合の負担金という形にはならないのでしょうか。単独の美瑛町のものだというお話だったんですけれども、今のお話でいきますと、審査会は大雪消防組合の条例なりの中で、きっと審査会が開かれるであろうと考えられるんですけれども、この後のその経費についても、美瑛町が負担していくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時56分）

再開宣告（午後 2時04分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、お待たせいたしました。消防費の繰越でのご質問でございますけれども、今一つ中のご指摘ございました審査会の在り方につきましては、まだその審査会がどのように開催されるか開催されないのか、どのような形になるのかが決まっている段階ではございません。また、その内容につきましては、大雪消防組合の事項になりますので、この美瑛町議会の中で、お答えするのは妥当ではないと判断をさせていただいております。

もう1点、消防への負担の在り方でございますけれども、これまで大雪消防組合がやってまいりました、同様、各町、それぞれの町に起因する事案につきましては、それぞれの町が財源についても負担をしていくという、これまでの原則を踏襲してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

3番増山議員。

○3番（増山和則議員） 今のですね、消防の件なんですけども、私も高田議員の考えと同じ、基本的に同じ立場なんですけども、この消防の問題ですね、基本的に私も議員協議会で副町長に説明聞いたんですけども、町民の税金で去年ですね、第三者委員会を立ち上げて、その弁護士費用として70万円ぐらいの予算を出した訳なんですけども、そういう立場からいくと、私はやっぱり議会にですね、きちっとやっぱり報告する必要があるんじゃないかという風に思うんですよね。第三者委員会の報告書も議会に是非出してほしいということを伝えましたけども、結果としては、非公開ということで言われると。そして、情報公開でそれを請求されるという形です。推移してるんですけども、実際にやっぱりきちっと、町民の税金を使って行われるのであれば、議会なり町民にきちっと報告するね、ことが必要でないかという風に考えています。ですから今回の問題についても、やはりきちっと議会なり町民に報告できるですね、そういう方向っていうのを、是非検討する必要があるんじゃないかと、またその辺をですね、どのように町長が考えてるのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 2時07分）

再開宣告（午後 2時07分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

3番増山和則議員。

○3番（増山和則議員） 今の件で訂正させていただきます。

○議長（佐藤晴観議員） 中身も言ってほしいんですよ。

○3番（増山和則議員） 第三者委員会がですね、皆さんところに渡っていないっていうか、見

ていないという点ですね、正しい発言でなかったので訂正いたします。失礼しました。

○議長（佐藤晴観議員） はい、それでは今の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 2点あると思って伺っておりました。一つは情報公開の在り方でございます。情報公開請求につきましては、美瑛町の情報公開条例に則って、その公開の内容、範囲等を決め、そして条例に基づいて公開をしている訳でございます、何ら隠しているというものではございません。情報公開条例、引いては情報公開法の本質に則って情報は開示しているところでございます。

また、美瑛町議会へのご説明という点でございますけれども、大雪消防組合には、組合の議会がございます。組合の中で生じていることにつきましては、権限がこの組合議会にある関係上、第一義的に大雪消防組合議会の中で議論をさせていただいているところでございます。しかし、それには地方自治法上の制約等もございますので、美瑛町議会の中で議論にしにくいというような法律的な原典、原則のところがございますが、それにも係わらず、しかし、美瑛の中で起きていることでございますので、できる限り形を捉えまして、美瑛町議会議員の皆さま方にも、消防の中で、美瑛署の中で起きている事柄につきましては、できる限りの機会を捉えまして、ご説明を今後ともさせていただきたいと考えてございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の16頁から18頁まで。令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第11号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の64頁から69頁まで。令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の70頁から75頁まで。令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 6 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 7 号について質疑を行います。議案集の 76 頁から 81 頁まで。令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 4 号）の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 7 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 8 号について質疑を行います。議案集の 82 頁から 88 頁まで。令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正、第 2 表地方債補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 8 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 9 号について質疑を行います。議案集の 89 頁から 93 頁まで。令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 9 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 10 号について質疑を行います。議案集の 94 頁から 98 頁まで。令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 5 号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 10 号についての質疑を終わります。

これで議案第 4 号から議案第 10 号までの 7 案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第 4 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 4 号についての討論を終わります。

次に、議案第 5 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 5 号について討論を終わります。

次に、議案第 6 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 6 号についての討論を終わります。

次に、議案第 7 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 7 号についての討論を終わります。

次に、議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 8 号についての討論を終わります。

次に、議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 9 号についての討論を終わります。

次に、議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 10 号についての討論を終わります。

これから日程第 8、議案第 4 号の件を採決します。議案第 4 号、令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算(第 11 号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 4 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 5 号の件を採決します。議案第 5 号、令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第 3 号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 5 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 6 号の件を採決します。議案第 6 号、令和 2 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第 1 号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 6 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 7 号の件を採決します。議案第 7 号、令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第 4 号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 7 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号、令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第5号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 報告第1号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第15、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

山下建設水道課長。

（建設水道課長 山下 浩史君 登壇）

○建設水道課長（山下浩史君） 報告第1号、専決処分についてご説明申し上げます。議案集につきましても、102頁になります。令和2年第4回議会定例会において請負契約締結の議決をいただいた美園村山線一号橋架替工事（下部工）は、道路土工等の数量が確定し、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、1月6日に地方自治法第180条第1項の規定に基づく美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会への報告をするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

散会宣告

○議長（佐藤晴観議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。なんか除排雪のご質問がちょっと多かったかなと思いますし、普段、車乗る身としては、なんか雪、実際のところは意外とこう何とかすれ違ったりできるんですけどね、やっぱりこう車乗る人の感覚の違いで、スッとすれ違えなかったりとかそういうことはあるので、やっぱりね、慣れてない人にしたらかう狭くて避けた方が良いのかなっていう思いで避けてくれたりするとか、そういうことはね、多くなってるなと思いますし、あと、ちょっと年配の方にこの間言われたのは、歩道が歩きづらいんだよっていう話があったので、ちょっとまた歩道も見てくださいね、歩く人っていったら小学生であったりお年寄りであったり弱者の方が多いので、その辺ちょっとまた見てもらえればなという風に思っているところであります。

今日、お疲れさまでした。まだ明日もありますので、引き続きよろしく願い申し上げます。
お疲れさまでした。

午後 2時21分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年4月28日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 穂積 力

議員 八木 幹 男